

11月は「児童虐待防止推進月間」です。



子どもは家族の中で大切にされて育っていくものです。その家庭の中で、家族などから虐待を受けるとは何と不幸なことでしょうか。虐待は子どもに対する重大な権利侵害です。多くの子育て家庭で子育てへの不安感や負担感を感じている現在では、児童虐待は決して特殊なことではなく、誰にでも起こり得ることです。私達一人ひとりが虐待を防ごうとする意識をもつことが、虐待予防につながります。子どもを虐待から守るため、みんなで手をつないでいきましょう。

5か条 子どもを虐待から守るための

- ①「おかしいと」感じたら迷わず連絡(通告)
- ②「しつけのつもり…」は言い訳
- ③ひとりで抱え込まない
- ④親の立場より子どもの立場
- ⑤虐待はあなたの周りでも起こりうる

- 【通告は義務=権利です。】
- 【子どもの立場で判断することが大切です。】
- 【まずは通告・相談をしましょう。】
- 【子どもの命が最優先です。】
- 【特別なことではありません。】

みなさんの周りに
「虐待を受けたと思われる」
子どもがいたら、
すぐに連絡(通告)してください。



児童虐待に関する連絡先

日高川町役場 住民課 ☎22-1701
日高振興局 健康福祉部 ☎22-3481
和歌山県子ども・障害者相談センター ☎073-445-5312

全国一斉 女性の人権 ホットライン強化週間

☎0570-070-810 (全国共通)

強化週間中は、夫や恋人からの暴力、職場等におけるセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為など、女性の人権にかかわるすべての問題について、女性の人権擁護委員が電話相談に応じます。

11月13日(月)~19日(日)
8:30~19:30

但し、土曜日は10:00~17:00

ひとりで悩まず、
電話してください。

第58回人権週間 12月4日~10日

次のとおり人権相談所を開設しますので、人権問題やいろいろな困りごとでお悩みの方は、お気軽にお越しください。相談は無料で秘密は外部に漏れることはありません。

啓発活動 重点目標

育てよう 一人一人の 人権意識

思いやりの心
かけがえのない命を大切に

川辺 地区

【日 時】 平成18年12月7日(木)
午後1時~午後3時
【場 所】 社会福祉協議会相談室

中津 地区

【日 時】 平成18年12月7日(木)
午後1時~午後3時
【場 所】 中津公民館

美山 地区

【日 時】 平成18年12月7日(木)
午前10時~午後2時
【場 所】 山村開発センター 図書室



相談は、人権擁護委員または
事務局職員がお受けします。
日高川町の人権擁護委員は次の
方々です。(敬称略)

【和佐】 玉置 藤次
【鐘巻】 木寺 俊爾
【早藤】 柿本 章夫
【千津川】 中川 淳子

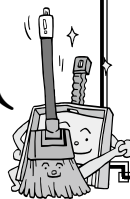
【高津尾】 塩崎 巍
【船津】 森本 武夫
【皆瀬】 杉谷 士郎
【寒川】 中谷 佳雄

日高川町 クリーン作戦

にご協力ありがとうございました。

ご参加いただきました人数 **3,528人**

回収していただきましたごみの量 **約10トン**



平成18年度日高川町クリーン作戦の実施を呼びかけたところ、多くの皆さんにご参加いただき、盛大に実施することが出来ました。【きれいなふるさと私たちの手で守ろう!】をスローガンにこれからも実施しますので、引き続きご協力よろしくをお願いします。

平成19年度
3歳児未満

保育所入所案内

来年4月から、かわべ保育所となかつ保育所に入所を希望される3歳未満児を、次のとおり募集します。

なお、3歳児以上の募集については、年明けに行う予定です。

募集対象児童

町内在住の家庭内において日々の保育に欠ける、次の年齢に該当する児童。

0歳児

(平成18年4月2日～平成18年6月30日の間に生まれた児童)

1歳児

(平成17年4月2日～平成18年4月1日の間に生まれた児童)

2歳児

(平成16年4月2日～平成17年4月1日の間に生まれた児童)



募集定員

	かわべ保育所	なかつ保育所
0歳児	3名	3名
1歳児	10名	10名
2歳児	12名	12名

申込み期間

平成18年11月13日(月)から28日(火)まで

提出書類

入所申込書の他に就労証明書、家族状況表などが必要です。

入所申込用紙は本庁住民課、各支所住民福祉課にあります。

※詳しくは、本庁住民課、各支所住民福祉課へお問い合わせ下さい。

本庁住民課 ☎22-1701
中津支所住民福祉課 ☎54-0324
美山支所住民福祉課 ☎56-0323

戦傷病者等の妻の皆様へ

戦傷病者等の妻に対する特別給付金の請求が始まりました。



戦傷病者の方を長年介護されてきたご労苦に対し、国として慰藉を行うための戦傷病者等の妻に対する特別給付金の請求受付が平成18年10月2日から始まりました。

【対象となる方】

- ・「第十八回特別給付金」または「第二十回特別給付金」を受給されていた戦傷病者の妻の方
※上記国債を時効により失権した場合でも対象になります。
- ・新たに戦傷病者の妻となられた方

【請求期限】 平成21年9月30日まで。

【請求窓口】 役場住民課

請求手続など詳しくは、役場住民課または県福祉保健総務課(☎073-441-2476)までお問い合わせください。

気づこう、学ぼう、とりくもう 地域にひろげよう話し合いの場

日常生活のなかで、同和問題をはじめ、さまざまな人権侵害を見逃していませんか。気づき、学んだことから身近な差別のストッパーになりましょう。

同和運動推進月間 ▶ 11月1日～11月30日
人権を考える強調月間 ▶ 11月11日～12月10日

みやまドームの利用料金が変わります。

平成19年4月1日から、町内外の利用者を問わず有料となります。

利用料金は次のとおりです。▶ 1コート1時間 1,050円
夜間照明1時間 1,050円

詳しいお問い合わせは、愛徳荘(☎57-0241)までお願いします。